



もくじ

- 島根県獣医師職場体験実習（インターンシップ）開催！
- 安来市広瀬町のヨーネ病定期検査（5条検査）が終了、異常なし
- 定期報告の提出をお願いします
- 飼養衛生管理基準が改訂されました
- 高病原性鳥インフルエンザ・・・シーズン到来

島根県獣医師職場体験実習（インターンシップ）開催！

島根県では、毎年、獣医系大学の学生を対象としたインターンシップを行い、公務員獣医師の仕事や島根県の魅力を伝えています。今年度は新型コロナの影響によりWeb開催となりましたが、9大学31名の学生に参加していただきました。

家畜保健衛生所の紹介として当所からは、管内の肥育センターや繁殖農家にご協力いただいて事前に仕事風景の動画を収録し、当日はその映像を視聴したり、情報交換を行いました。

インターンシップを実施するにあたり、撮影等にご協力いただきました皆様、ありがとうございました。



事前に撮影した動画の一コマ



インターンシップ当日の様子（Web開催）



安来市広瀬町のヨーネ病定期検査（5条検査）が終了、異常なし

ヨーネ病は、慢性で頑固な下痢を主症状とする家畜法定伝染病です。以前から乳用牛の5条検査を実施していましたが、平成29年度から島根県では、肉用繁殖牛の検査も実施しています。5年に1回検査となります。

今年度の対象は安来市広瀬町と隠岐の島町です。広瀬町の牛は、10月4～6日の3日間で対象牛の採血を行い、抗体検査の結果、142頭全頭で異常がありませんでした。

飼養者の皆様、関係者の皆様、お忙しい中検査にご協力いただきありがとうございました。

なお、隠岐の島町は11月以降に検査を実施予定です。こちらもお協力
よろしく願いいたします。





定期報告書の提出をお願いします

家畜の飼養者は、毎年、定期報告書を家畜保健衛生所に提出することになっています。家畜飼養者の方には、広報と一緒に定期報告書を同封していますので、ご記入いただき、同封の返信用封筒で提出をお願いします。



※なお、既に現地確認をさせていただいた方、報告を提出いただいている方、及び豚のみを飼養している方には、定期報告書を同封していません。

- ・ 5条検査時に飼養状況を確認させていただいた方（安来市広瀬町の牛飼養者）
- ・ 家きんを飼養している方（松江市・安来市・隠岐郡）
- ・ 豚飼養者の方（今後、現地確認に伺います）

飼養衛生管理基準が改訂されました

飼養衛生管理基準は昨年10月に改訂されたばかりですが、豚熱、高病原性鳥インフルエンザの多発を受けて、本年9月に更に一部改訂されました。昨年度・今年度の改訂ポイントは、以下のとおりです。引き続き、飼養衛生管理基準の遵守徹底をお願いします。

- ・ 飼養衛生に係る農場個別マニュアルの作成
- ・ 飼養衛生管理区域専用の衣服や靴の設置
- ・ 記録の作成と保管（家畜保健衛生所や担当獣医師等からの指導内容）
- ・ 野生動物の侵入防止対策の徹底（家きん・豚農場では防護ネット、防護柵等の設置）
- ・ ネズミや害虫の駆除
- ・ 衛生管理区域内での愛玩動物の飼養禁止
- ・ 衛生管理区域への入場時に加え退場時にも洗浄・消毒
- ・ 大規模農場では飼養衛生管理者を畜舎ごとに配置（令和3年9月追加）



高病原性鳥インフルエンザ・・・シーズン到来

昨冬は大規模農場を中心に大発生し、県内での発生はありませんでしたが、全国で52事例約990万羽もの家きんが殺処分されました。今年も秋になり、海外から渡り鳥が飛来しています。改めて家きんの飼養衛生管理の確認を行い、病気の発生を防ぎましょう。



【編集後記】

早いものでもう秋です。急に冷え込んだので体調がすぐれない方もおられるのでは。今年の冬は寒いとのこと。人も動物も元気に冬を乗り越えたいものです。

matsuekaho matsuekaho matsuekaho matsuekaho matsuekaho matsuekaho matsuekaho matsuekaho matsuekaho matsuekaho matsuekaho matsuekaho

○島根県 東部農林水産振興センター 松江家畜衛生部（松江家畜保健衛生所）

〒699-0109 松江市東出雲町錦浜474-2

TEL：0852-52-5230 公用携帯：080-1935-0883 FAX：0852-52-3377

○島根県 隠岐支庁 農林水産局 家畜衛生部（松江家畜保健衛生所 隠岐支所）

〒685-0015 隠岐郡隠岐の島町港町塩口24

TEL：08512-2-9690 公用携帯：080-1935-0886 FAX：08512-2-9657

